イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成24年５月31日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
北海道川上郡標茶町字栄214番地３
再生債務者　カムイ・エンジニアリング株式会社
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月21日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月26日から平成24年８月９日まで
釧路地方裁判所民事部

平成２４年（再）第５号
和歌山県日高郡印南町印南4064番地１
再生債務者　株式会社ＬＯＲＤＬＡＮＤ　ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＧＣ
１　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年７月20日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年10月３日から平成24年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２３年（再）第３号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木字ヒハノ原2021番地
再生債務者　株式会社九州スクリーン
１　期日　平成24年７月19日午後２時
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成24年５月29日
福岡地方裁判所第４民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１６号
愛知県豊明市沓掛町寺内125番地の１
再生債務者　有限会社アプローズ
１　決議に付する計画案　平成24年５月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成24年７月９日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成24年７月２日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成24年６月25日
平成24年５月31日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生計画認可

平成２３年（再）第１７号
大阪市中央区島之内２丁目５番11号
再生債務者　中正機械金属株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第１号
島根県隠岐郡隠岐の島町有木曲坂33番地
再生債務者　株式会社亀屋産業
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　書面による決議によって可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年６月１日　　松江地方裁判所民事部

平成２３年（再）第２号
愛媛県宇和島市住吉町３丁目１番１号
再生債務者　辻水産株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年５月31日　　松山地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２０年（再）第２号
福島県喜多方市字桜ガ丘１丁目123番地
再生債務者　穴澤　茂夫
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月31日
福島地方裁判所会津若松支部

平成２３年（再）第２０号
大阪府堺市東区北野田314番地９
再生債務者　下出　宜精
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した。監督委員及び管財人はいずれも選任されていない。監督命令の取消決定は確定した。
平成24年５月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（再）第２号
徳島県美馬市脇町字小星1196番の20
再生債務者　双葉工業有限会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成24年５月30日　　徳島地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第４７号
埼玉県久喜市鷲宮６丁目８番６号
再生債務者　井上　政利
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第４８号
埼玉県久喜市鷲宮６丁目８番６号
再生債務者　井上かつ美
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第７２号
埼玉県戸田市大字新曽816番地の１　サンパークハイム205号室
再生債務者　田村　祐三
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第７６号
埼玉県上尾市柏座１丁目９番28号　上尾サンハイツ301
再生債務者　梅村　友信
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年７月６日から平成24年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再イ）第２１号
愛知県安城市桜町３番18号　安城グランドハイツ216
再生債務者　稲垣　敏幸
１　決定年月日時　平成24年６月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月22日まで
４　一般異議申述期間　平成24年６月29日から平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部